諮問庁:総務大臣

諮問日:平成30年2月16日(平成30年(行個)諮問第20号) 答申日:平成30年7月4日(平成30年度(行個)答申第65号)

事件名:本人に係る特定日付け保有個人情報利用停止請求書等の開示決定に関

する件 (保有個人情報の特定)

答 申 書

第1 当審査会の結論

「特定年月日Aに受信したメールに添付された〇〇(審査請求人の姓。 以下同じ。)様からの行政相談が記載された文書」,「〇〇様からの行政 相談内容を供覧した文書の保有個人情報利用停止請求書一式(特定日付け。 ただし平成28年。以下同じ。)」及び「当該請求に対する決定に係る決 裁文書一式」に記録された保有個人情報(以下「本件請求保有個人情報」 という。)の開示請求につき,別紙1に掲げる文書1ないし文書6に記録 された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)を特定し, 開示した決定については,本件対象保有個人情報を特定したことは,妥当 である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月2日付け北海相第152号により北海道管区行政評価局長(以下「処分庁」という。)が行った開示決定(以下「原処分」という。)について、以下の開示を求める。

北海道管区行政評価局行政相談部から総務省行政評価局行政相談課宛て 事前協議の文書等及び添付書類等及び同行政相談課から北海道管区行政評 価局行政相談部宛て事前了解の文書等を開示してほしい。

2 審査請求の理由

(1)審査請求書

電子決裁の伺い文に、「なお、本件の取扱いについては、本省行政相談課の事前了解を得ております。」と記載されているから。

諮問、協議、調査委嘱、本省事前協議などの途中経過も開示対象になるから。

例)司法書士懲戒処分申出に関する開示請求資料一式

懲戒処分申出書,札幌法務局から特定司法書士会への調査委嘱書,特定司法書士会から札幌法務局への回答書,起案文書が開示

されている。

(2) 意見書1(添付資料省略)及び意見書2 別紙2及び別紙3のとおり。

第3 諮問庁の説明の趣旨

1 審査請求の経緯

平成29年10月6日付けで、処分庁宛て、法に基づき、保有個人情報について開示請求があった。これを受けて、処分庁は、同年11月2日付けで原処分を行った。

本件審査請求は、原処分を不服として、同月22日付けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の概要

- (1)審査請求人が開示請求を行った保有個人情報は、「特定年月日Aに受信したメールに添付された審査請求人からの行政相談が記載された文書」、「審査請求人からの行政相談内容を供覧した文書の保有個人情報利用停止請求書一式(特定日付け)」及び「当該請求に対する決定に係る決裁文書一式」である。
- (2)処分庁が原処分において開示することとした保有個人情報は、別紙 1 のとおり。
- 3 審査請求の趣旨等
- (1)審査請求の趣旨

平成28年12月26日付け北海相第155号による利用停止決定を 行った際に保有していた次の個人情報の開示を求める。

- ア 北海道管区行政評価局行政相談部から総務省行政評価局行政相談課 宛ての事前協議の文書等,添付書類等
- イ 総務省行政評価局行政相談課から北海道管区行政評価局行政相談 部宛ての事前了解の文書等
- (2)審査請求の理由

電子決裁の伺い文に、「なお、本件の取扱いについては、本省行政相 談課の事前了解を得ております。」と記載されている。

- 4 諮問庁の意見等
- (1)諮問庁の意見

北海道管区行政評価局では、保有個人情報の開示請求書等を受理した場合、当該請求が総務大臣宛ての審査請求に展開していくことも想定されることから、当該請求書を受理した旨を行政評価局(総務省行政評価局を指す。以下同じ。)に連絡することはあるが、開示決定等を行うに当たり、行政評価局との事前協議は行っておらず、審査請求において追加の開示を求められた事前協議の文書等は保有していないとのことであった。

審査請求人は、「電子決裁の伺い文に、『なお、本件取扱いについて は、本省行政相談課の事前了解を得ております。』と記載されている」 ことを主張しているが、処分庁によると、これは、今後、審査請求人か ら請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ 電話にて連絡し,そのことについて本省の了解を得たことを意味してお り、事前協議を行っていることを意味するものではないとしている。

なお、行政評価局においては、開示請求書等を受理した各管区行政評 価局に対し、請求等に係る事案の内容等を連絡するよう求めているもの の、事前協議をすることまでは求めていない。

(2) 結論

以上のとおり、処分庁においては、審査請求人が開示を求めている保 有個人情報を保有していないことから、原処分を維持することが適当で ある。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成30年2月16日

諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年3月13日 審査請求人から意見書1及び資料を収受

④ 同年5月24日 審査請求人から意見書2を収受

⑤ 同年7月2日 審議

第 5 審査会の判断の理由

本件開示請求について 1

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであるとこ ろ, 処分庁は, 別紙1に掲げる各文書に記録された保有個人情報を本件対 象保有個人情報として特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、平成28年12月26日付け北海相第15 5号による利用停止決定を行った際に北海道管区行政評価局が保有してい たとする,

- ① 北海道管区行政評価局行政相談部から行政評価局行政相談課宛ての 事前協議の文書等、添付書類等
- ② 行政評価局行政相談課から北海道管区行政評価局行政相談部宛ての 事前了解の文書等

に記録された保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥 当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性につ いて検討する。

- 2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について
- (1)諮問庁の説明

本件対象保有個人情報の特定に関する諮問庁の説明は、上記第3の4

のとおりである。

(2) 検討

- ア 当審査会において、諮問書に添付された各文書を確認したところ、 文書2の伺い文に「なお、本件の取扱いについては、本省の事前の了解を得ております。」との記載はあるが、処分庁が、審査請求人が特定日付けで利用停止請求をした保有個人情報につき、利用停止をする旨の決定をするに当たり、行政評価局行政相談課と事前協議を行ったという趣旨の記載は一切ないことが認められる。
- イ この点に関し、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、行政評価局においては、行政相談業務における個人情報の取扱いの基本方針を定めているところ、これによれば、各管区行政評価局において開示請求を受け付けた場合は速やかに行政評価局行政相談管理官付職員に連絡するものとされ、連絡を受けた同管理官付職員は開示請求を受け付けた管区行政評価局と連携し、必要に応じて助言を行うものとされているが、事前協議をすることまで定められてはいないとのことであり、利用停止請求等についても、これに準じた取扱いがなされているとのことである。

そこで、諮問庁から上記基本方針の提示を受け、当審査会において その内容を確認したところ、上記の諮問庁の説明は上記基本方針に沿 ったものであることが認められ、これを覆すに足りる事情はない。そ して、利用停止請求等につきこれに準じた取扱いがなされているとの 点についても、特段の問題は認められない。

- ウ そうすると、上記アのとおりの文書2の伺い文の記載については、 今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政 評価局から行政評価局へ電話にて連絡し、そのことについて本省の 了解を得たことを意味しており、本省との間で事前協議を行ってい ることを意味するものではなく、上記の利用停止決定を行った際に、 処分庁が行政評価局と事前協議を行ってはおらず、したがって、審 査請求人が開示を求める上記1①及び②のような事前協議の文書等 は存在しない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。
- エ 以上によれば、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に、本件開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められない。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件開示決定の妥当性について 以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保

有個人情報を特定し、開示した決定については、北海道管区行政評価局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史

別紙1 (本件対象保有個人情報が記録された文書)

- 文書 1 保有個人情報利用停止請求書(特定日付け)及び参考資料
- 文書2 保有個人情報の利用停止をする旨の決定に係る電子決裁の起案用紙
- 文書3 当該電子決裁に添付されている保有個人情報の利用を停止する旨の 決定通知案
- 文書 4 当該電子決裁に添付されている保有個人情報利用停止請求書(特定 日付け)及び参考資料
- 文書 5 当該電子決裁に出力, 印刷した起案用紙
- 文書 6 保有個人情報の利用停止をする旨の決定通知(平成28年12月26日付け北海相第155号)写し

別紙2(意見書1)

北海相第152号一特定職員A2 偽メール

本件は、北海道管区行政評価局特定職員 B が、開示文書ではないと主張し、後日それが嘘であることが判明し、約1年1か月後に追加開示(既に担当が特定職員 B から特定職員 C に代わっている)されたものに対する利用停止請求である。

総務省理由説明書 上記第3の4(1)諮問庁の意見によれば、

北海道管区行政評価局特定職員Bが、保有個人情報の開示請求等を受理した場合、当該請求が審査請求に展開することも想定されることから、当該請求書を受理した旨を行政評価局特定職員Dに連絡することはあるが、開示決定等を行うにあたり、行政評価局との事前協議は行っておらず、審査請求において加追の開示を求められた事前協議の文書等は保有していないとのことであった。特定職員Bが特定職員Dに連絡し、特定職員Dから了解を得た。

特定職員Cは、開示請求時に特定職員Bが本省特定職員Dに電話で了解を 得たことを、知らない(総務省は文書が存在しないと主張しているので特定 職員Cは知ることはできない)。

特定職員Cが起案したものには、「本省の事前協議を得ております。」と、記載されている。利用停止する旨の決定に当たり、特定職員Cが本省特定職員Eから事前了解を得たと考えるのが自然であり、理由説明書に記載していることは、不自然不合理である。

同諮問庁の意見によれば

「電子決裁の伺い文に、『本件の取扱い(利用停止請求について利用停止する旨決定すること)については、本省の事前了解を得ております』と記載されていること」を主張しているが処分庁によるとこれは、今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ電話にて連絡し、そのこと(今後審査請求が続く場合があること)について本省の了解を得たことを意味しており、事前協議を行っていることを意味するものではないとしている。

利用停止請求のとおり利用停止すれば、審査請求を受けることはないので、 本省の事前了解を得たとすることは、不自然不合理である。

理由説明書

処分庁によるとこれは、今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ電話にて連絡し、そのことについて本省の了解を得たことを意味しており・・。

特定年月日B 保有個人情報訂正請求書と遅延理由書に対する北海道管区 行政評価局特定職員 C の説明

・審査請求が続くことはない。

・本省の了解は必要ない。そのような説明を本省にしていない。

別紙3 (意見書2)

北海相第152号一特定職員A2 偽メール 総務省に閲覧してください。 虚偽公文書作成罪 告訴状 第2 告訴事実

被告訴人特定職員Cは、保有個人情報利用停止請求に対し、情を知らない 北海道管区行政評価局特定局長をして、本件の取り扱いについては本省の事 前了解を得ておりますという虚偽の記載で利用停止できると誤信させて、決 裁を受け、虚偽公文書を作成し、利用停止・消去した。

○事前了解の意味

理由説明書:開示請求を受理した時に、今後審査請求があることを本省の 事前了解を得た。

担当の特定職員Bが本省特定職員Dから了解を得た。

局長の誤信:本件の取扱い(利用停止請求について利用停止する旨決定すること)については、本省の事前了解を得ている。これに基づき、決裁を行った。

担当の特定職員Cは、本省特定職員Eから本件の取扱い(利用停止請求) について了解を得ていないのに、得たと誤信させ、決裁を受けた。

◇総務省理由説明書4(1)諮問庁の意見によれば、

北海道管区行政評価局特定職員Bは、保有個人情報の開示請求等を受理した場合、当該請求が総務大臣宛ての審査請求に展開していくことも想定されることから、当該請求書を受理した旨を行政評価局特定職員Dに連絡することはあるが、開示決定等を行うにあたり、行政評価局との事前協議は行っておらず、審査請求において追加の開示を求められた事前協議の文書等は保有していないとのことであった。

特定職員Bが特定職員Dに連絡し、特定職員Dから了解を得た。

◇同諮問庁の意見によれば

「電子決裁の伺い文に、『本件の取扱い(利用停止請求について利用停止する旨決定すること)については、本省の事前了解を得ております』と記載されている」ことを主張しているが処分庁によるとこれは、「今後、審査請求人から請求が続く場合があることを北海道管区行政評価局から行政評価局へ電話にて連絡し、そのこと(今後審査請求が続く場合があること)について本省の了解を得た」ことを意味しており、事前協議を行っていることを意味するものではないとしている。